5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　手続きにおける交渉の有無　無。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記4⑴に同じ。
⑺　本案件は、提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
⑻　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masami Matsumoto, Director of Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Tunnel inspection duties
⑷　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 28 June 2010 (by bringing, mail : 4 : 00 p.m. 28 June 2010)
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 23 August 2010 (tenders brung with 4 : 00 p.m. 23 August 2010 or submitted by mail 4 : 00 p.m. 23 August 2010)
⑹　Contact point for tender documentation : Tomohito Mikami, Procurement Section, Accounting Division, Hokkaido Regional Development Bureau, North 8, West 2, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5247

○開発会計第６号（№６）
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　橋梁診断業務(電子入札対象案件)
⑶　業務内容　北海道開発局管内の直轄国道に架設されている橋梁について診断を実施するものであり、具体的内容は次に示すとおりである。
①　橋梁診断　当該年度予定する約800橋の定期点検橋梁の診断を行う。
②　橋梁管理カルテ　診断結果である対策区分判定について、「橋梁定期点検要領（案）平成16年３月」様式１、10、11への記載、橋梁管理カルテの修正を行う。(定期点検約800橋、第三者被害予防措置219橋、コンクリート橋の塩害に関する特定点検約12橋)
⑷～⑹　開発会計第５号の１⑷～⑹に同じ。
2　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
①　開発会計第５号の２⑴①に同じ。
②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年６月18日付け北海道開発局長）に示すところにより北海道開発局長から橋梁診断業務に係る設計共同体として競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。)の決定を受けているものであること。
⑵　開発会計第５号の２⑵に同じ。
⑶　参加表明書に関する要件
１）参加表明書の提出者に対する要件
①　同種又は類似業務の実績　下記に示される同種又は類似業務等について、平成12年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有さなければならない。
・同種業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡)、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、道路橋梁点検をした結果を診断する業務
・類似業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡)、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、道路橋梁点検をした業務
・橋梁に関する研究実績
②～③　開発会計第５号の２⑶１）②～③に同じ
２）配置予定技術者に対する要件　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
指名通知の日は平成22年７月７日を予定する。
①　予定管理技術者　予定管理技術者については下記のア)、ウ)、エ）に示す条件を満たす者であり、イ）の実績を有する者であることとする。
ア）下記のいずれかの資格を有する者
［1］　技術士（総合技術監理部門：建設―鋼構造及びコンクリート、又は道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
［2］　技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
［3］　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート、又は道路)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
イ）下記のいずれかの実績を有する者。
［1］　平成12年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において１件以上の実績を有する者。
・同種業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡)、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、道路橋梁点検をした結果を診断する業務
・類似業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡)、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、道路橋梁点検をした業務
［2］　同種又は類似業務に関する調査・計画業務の管理技術者の経験を有する者、もしくは、高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。
［3］　橋梁に関する研究実績
ウ）～エ）開発会計第５号の２⑶２）①ウ）～エ）に同じ。
3　総合評価に関する事項
⑴～⑵　開発会計第５号の３⑴～⑵に同じ。
4　入札手続等
⑴～⑸　開発会計第５号の４⑴～⑸に同じ。
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。)すること。
ア～イ　開発会計第５号の４⑹ア～イに同じ。
ウ　郵送による入札の受領期限は、平成22年８月23日16時00分。郵送先は、北海道開発局開発監理部会計課調達係。
開札は、平成22年８月24日10時30分　北海道開発局入札公示室にて行う。
5　その他
⑴～⑻　開発会計第５号の５⑴～⑻に同じ。
6　Summary
⑴, ⑵ and ⑷～⑹　The same with the notice above (No. 5)
⑶　Subject matter of the contract : Bridge diagnosis duties